

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【条 例】

- 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例
- 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例
- 岡山県税条例の一部を改正する条例
- 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例
- 大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づくばいじんに係る排出基準を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例
- 岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

消防保安課

人事課

行政改革推進室

人事課

〃

税務課

新エネルギー・温暖化対策室

環境管理課

保健福祉課

〃

医薬安全課

- 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 岡山県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例
- 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 公布した条例の解説

子ども家庭課

労働雇用政策課

河川課

建築指導課

〃

〃

警察本部

〃

総務学事課

【解説】

令和元年7月5日 岡山県公報 号外

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十二号

岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県総務関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。
第二条第七号イ中「六千五百円」を「六千六百円」に改め、同号ロ中「四千五百円」を「四千六百円」に改め、同号ハ中「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同条第二十六号中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同条第三十九号イ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同号ロ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同号ハ及びニ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同号ホ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同条第四十号イ中「七千六百円」を「七千九百円」に、「七千四百円」に改め、同号ロ中「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同条第四十八号イ中「五千九百円」を「六千円」に改め、同号ロ中「五千二百円」に改め、同条第四十九号中「二千六百円」を「二千七百円」に改め、同条第五十号中「二千円」を「二千五百円」に改め、同条第六十五号中「二万七百元」を「二万四千元」に、「二万二千元」を「二万九百元」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例

（岡山県職員給与条例の一部改正）

第一条 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第三項中「、第十一条の二」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は同法」を「又は」に改め、「第五項」の下に「及び第九条の五」を加え、同条第四項中「次項」の下に「及び第九条の五」を加える。

第九条の四の次に次の一条を加える。

(非常勤職員の勤務時間等)

第九条の五 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第三条 職員の懲戒に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「合計額」の下に「(地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員については、岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡山県条例第四十四号)第三条に規定する基本報酬の額及び同条例第六条第一項に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額)」を加える。

(岡山県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「日々雇い入れられる者で」を削り、「休暇を」を「法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則で定めるところにより、勤務を要しないこととされ、又は休暇を」に、「ものは」を「もの(地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる者を除く。)」は」に改める。第七条の二第一号中「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「日日雇い入れられる」を「常時勤務に服することを要しない」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則に次の二項を加える。

34 第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した日が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。

35 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する第七条の二の規定の適用については、同条中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第五条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに」を削る。

別表中「第三条第三項第三号」の下に「又は第三号の二」を加える。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第六条 職員の分限に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年を超えない範囲内」とあるのは、「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年岡山県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第八条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年岡山県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。)

第十九條第一項に規定するそれぞれの」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。)

九條第一項に規定するそれぞれの基準日

二 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年岡山県条例第四十四号)第九條第一項に規定するそれぞれの基準日

三 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例(令和元年岡山県条例第四十五号)第十七條第一項に規定するそれぞれの基準日

第七条第二項中「のうち」を「(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)

のうち」に改める。

第八条中「職員が」を「職員(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)

が」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第九条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年岡山県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第十条第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十条 岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年岡山県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「及び法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

(岡山県職員等定数条例の一部改正)

第十一条 岡山県職員等定数条例（昭和四十四年岡山県条例第五号）の一部を次のように改正する。
第三条第二号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定により、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「短時間勤務会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に關し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第二条 短時間勤務会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。

2 報酬の種類は、基本報酬、初任給調整手当に相当する報酬、地域手当に相当する報酬、時間外勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬とする。

(基本報酬)

第三条 短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、日額又は一時間当たりの額により定めるものとし、日額により基本報酬が定められる短時間勤務会計年度任用職員（以下「日額短時間勤務会計年度任用職員」という。）の基本報酬の額は、別表の上欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で任命権者が定める額（以下この項において「時間単価額」という。）にその者の一日当たりの勤務時間を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを十円に切り上げた額）とし、一時間当たりの額により基本報酬が定められる短時間勤務会計年度任用職員（以下「時間単価短時間勤務会計年度任用職員」という。）の基本報酬の額は、時間単価額とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上同項の規定により難い短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。

3 前二項の規定により短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額を定める場合には、その職務の複雑、困難及び責任の度並びにその勤務の特殊性に応じ、かつ、岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平

成十五年岡山県条例第三十六号) 第五条第一項及び第二項に規定する給料表の適用を受ける職員の給料との均衡を考慮して定めなければならない。

(報酬の支給)

第四条 短時間勤務会計年度任用職員の報酬の計算期間は、月の一日から末日までとする。

2 報酬の支給日は、人事委員会規則で定める。

(初任給調整手当に相当する報酬)

第五条 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第八条の三の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の例により、当該手当に相当する報酬(次項及び第七条第二項において「初任給調整手当に相当する報酬」という。)を支給する。

2 前項に規定するもののほか、初任給調整手当に相当する報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(地域手当に相当する報酬)

第六条 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十条の二から第十条の四までの規定により地域手当の支給を受ける職員の例により、当該手当に相当する報酬(以下「地域手当に相当する報酬」という。)を支給する。

2 前項に規定するもののほか、地域手当に相当する報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第七条 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十五条の規定により時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により、当該手当に相当する報酬(以下この条において「時間外勤務手当に相当する報酬」という。)を支給する。

2 前項の規定により時間外勤務手当に相当する報酬を支給する場合における勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 日額短時間勤務会計年度任用職員 第三条第一項に規定する日額短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額並びにその者の初任給調整手当に相当する報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額をその者の一日当たりの勤務時間で除して得た額

二 時間単価額短時間勤務会計年度任用職員 第三条第一項に規定する時間単価額短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額並びにその者の初任給調整手当に相当する報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額

3 前二項に規定するもののほか、時間外勤務手当に相当する報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(夜間勤務手当に相当する報酬)

第八条 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十七条の規定により夜間勤務手当の支給を受ける職員の例により、当該手当に相当する報酬(以下この条において「夜間勤務手当に相当する報

酬」という。)を支給する。

2 前項の規定により夜間勤務手当に相当する報酬を支給する場合における勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 日額短時間勤務会計年度任用職員 前条第二項第一号に規定する額
- 二 時間単価額短時間勤務会計年度任用職員 前条第二項第二号に規定する額
- 3 前二項に規定するもののほか、夜間勤務手当に相当する報酬の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(期末手当)

第九条 期末手当は、任期の定めが六月以上の短時間勤務会計年度任用職員(これに準ずる者として人事委員会規則で定める短時間勤務会計年度任用職員を含む。)であつて、六月一日及び十二月一日(以下この項及び次項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するもののうち、週当たりの勤務時間が十五時間三十分以上であるものに対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号の規定に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員(人事委員会規則で定める短時間勤務会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
 - 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
 - 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
 - 四 三箇月未満 百分の三十
- 3 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 日額短時間勤務会計年度任用職員 第三条第一項に規定する日額短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額に人事委員会規則で定める期間におけるその者の勤務日数を乗じて得た額を人事委員会規則で定める月数で除して得た額及びその者の地域手当に相当する報酬の額に人事委員会規則で定める期間におけるその者の地域手当に相当する報酬の支給の対象となる勤務日数を乗じて得た額を人事委員会規則で定める月数で除して得た額の合計額

二 時間単価額短時間勤務会計年度任用職員 第三条第一項に規定する時間単価額短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額に人事委員会規則で定める期間におけるその者の勤務時間を乗じて得た額を人事委員会規則で定める月数で除して得た額及びその者の地域手当に相当する報酬の額に人事委員会規則で定める期間におけるその者の地域手当に相当する報酬の支給の対象となる勤務時間を乗じて得た額を人事委員会規則で定める月数で除して得た額の合計額

4 短時間勤務会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与条例第十九条の二及び第十九条の三の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(費用弁償)

第十条 短時間勤務会計年度任用職員には、給与条例第十一条の規定により通勤手当の支給を受ける職員の例により、通勤に要する費用を弁償する。

2 前項に規定するもののほか、通勤に要する費用の弁償に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十一条 短時間勤務会計年度任用職員が、その職務を行うため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費とし、その額は、岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年岡山県条例第四十四号)の規定の例により算出した額とする。ただし、外国旅行の費用弁償については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)中の外国旅行の旅費に関する規定の例に準じて、その都度任命権者が知事に協議して定める。

3 前二項に規定するもののほか、旅行に要する費用の弁償に関し必要な事項は、知事が別に定める。
(報酬の減額)

第十二条 短時間勤務会計年度任用職員が定められた勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない一時間につき、第七条第二項各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額した報酬を支給する。

(休職者の給与)

第十三条 短時間勤務会計年度任用職員が、法第二十八条第二項第一号若しくは第二号又は職員の分限に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第十一号)第二条第三号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職期間中、第二条第一項の給与は支給しない。

(給与及び費用弁償の特例)

第十四条 特別の事情を有すると知事が認める短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、この条例の規定にかかわらず、別に任命権者が定める。

(口座振替による給与の支払)

第十五条 給与は、短時間勤務会計年度任用職員の申出があったときは、口座振替の方法をもって支払うことができる。

(給与からの控除)

第十六条 法第二十五条第二項の規定により、任命権者は、短時間勤務会計年度任用職員の給与の支給に際してその給与から県公舎の使用料に相当する額を控除することができる。

(その他)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

職種	上限額
事務職	一、三九〇円
教育職(一)	一、五〇〇円
教育職(二)	一、四九〇円
研究職	一、四五〇円
医療職(一)	一、九七〇円
医療職(二)	一、三四〇円
医療職(三)	一、五九〇円

備考

- 一 事務職とは、給与条例第二条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員の職に相当する職とする。
- 二 教育職(一)とは、給与条例第二条第一項第三号イに規定する教育職給料表(一)の適用を受ける職員の職に相当する職とする。
- 三 教育職(二)とは、給与条例第二条第一項第三号ロに規定する教育職給料表(二)又は岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号)第二条に規定する小学校及び中学校の校長及び教員の給料表の適用を受ける職員の職に相当する職とする。
- 四 研究職とは、給与条例第二条第一項第四号に規定する研究職給料表の適用を受ける職員の職に相当する職とする。
- 五 医療職(一)とは、給与条例第二条第一項第五号イに規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職に相当する職とする。
- 六 医療職(二)とは、給与条例第二条第一項第五号ロに規定する医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職に相当する職とする。
- 七 医療職(三)とは、給与条例第二条第一項第五号ハに規定する医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職に相当する職とする。

岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十五号

岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第三項の規定により、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第二条 会計年度任用職員の給与は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十二条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、へき地手当（第二十二条の規定による手当を含む。）及び退職手当とする。

(給料)

第三条 会計年度任用職員の給料は、別表の上欄に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額を超えない範囲内で任命権者が月額で定める。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上同項の規定により難い会計年度任用職員の給料の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。

3 前二項の規定により会計年度任用職員の給料の月額を定める場合には、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十六号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表の適用を受ける職員の給料との均衡を考慮して定めなければならない。

(給料の支給)

第四条 会計年度任用職員の給料の計算期間（次条第四項において「給与期間」という。）は、月の一日から末日までとする。

2 給料の支給日は、人事委員会規則で定める。

第五条 新たに会計年度任用職員となった者には、その日から給料を支給する。

2 会計年度任用職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外ときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第六条 会計年度任用職員の給料の調整額は、給与条例第八条の規定の例により、任命権者が定める。

(初任給調整手当)

第七条 会計年度任用職員には、給与条例第八条の三の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の例により、初任給調整手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(地域手当)

第八条 会計年度任用職員には、給与条例第十条の二から第十条の四までの規定により地域手当の支給を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(通勤手当)

第九条 会計年度任用職員には、給与条例第十一条の規定により通勤手当の支給を受ける職員の例により、通勤手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特殊勤務手当)

第十条 会計年度任用職員には、給与条例第十三条及び岡山県特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の規定により特殊勤務手当の支給を受ける職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特地勤務手当等)

第十一条 会計年度任用職員には、給与条例第十三条の二の規定により特地勤務手当の支給を受ける職員の例により、特地勤務手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、特地勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十二条 会計年度任用職員には、給与条例第十三条の三の規定により特地勤務手当に準ずる手当の支給を受ける職員の例により、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(時間外勤務手当)

第十三条 会計年度任用職員には、給与条例第十五条の規定により時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により、時間外勤務手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(夜間勤務手当)

第十四条 会計年度任用職員には、給与条例第十七条の規定により夜間勤務手当の支給を受ける職員の例により、夜間勤務手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、夜間勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(休日勤務手当)

第十五条 会計年度任用職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても正規の給与を支給する。

2 会計年度任用職員には、給与条例第十六条の規定により休日勤務手当の支給を受ける職員の例により、休日勤務手当を支給する。

3 前項に規定するもののほか、休日勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(宿日直手当)

第十六条 会計年度任用職員には、給与条例第十八条の二の規定により宿日直手当の支給を受ける職員
員の例により、宿日直手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、宿日直手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(期末手当)

第十七条 期末手当は、任期の定めが六月以上の会計年度任用職員（これに準ずる者として人事委員会規則で定める会計年度任用職員を含む。）であつて、六月一日及び十二月一日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号の規定に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与条例第十九条の二及び第十九条の三の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(義務教育等教員特別手当)

第十八条 会計年度任用職員には、給与条例第十九条の六の規定により義務教育等教員特別手当の支給を受ける職員の例により、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(産業教育手当)

第十九条 会計年度任用職員には、給与条例第十九条の七の規定により産業教育手当の支給を受ける職員の例により、産業教育手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、産業教育手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
(定時制通信教育手当)

第二十条 会計年度任用職員には、給与条例第十九条の八の規定により定時制通信教育手当の支給を受ける職員の例により、定時制通信教育手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、定時制通信教育手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(へき地手当等)

第二十一条 会計年度任用職員には、岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和三十一年岡山県条例第六十五号。以下「県費負担教職員条例」という。)第四条の規定によりへき地手当の支給を受ける職員の例により、へき地手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、へき地手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第二十二条 会計年度任用職員には、県費負担教職員条例第五条の規定によりへき地手当に準ずる手当の支給を受ける職員の例により、へき地手当に準ずる手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、へき地手当に準ずる手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(退職手当)

第二十三条 会計年度任用職員が退職し、又は死亡したときは、退職手当を支給する。

2 前項の規定による手当の額及び支給方法は、別に条例で定める。

(旅費)

第二十四条 会計年度任用職員が、その職務を行うため旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び旅行雑費とし、その額は、岡山県職員等の旅費に関する条例(昭和三十七年岡山県条例第四十四号)の規定の例により算出した額とする。ただし、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)中の外国旅行の旅費に関する規定の例に準じて、その都度任命権者が知事に協議して定める。

3 前二項に規定するもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(給与の減額)

第二十五条 会計年度任用職員が勤務しないときは、給与条例第十四条の規定により減額した給与を支給される職員の例により、減額した給与を支給する。

(休職者の給与)

第二十六条 会計年度任用職員が、法第二十八条第二項第一号若しくは第二号又は職員に限に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第十一号)第二条第三号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職期間中、第二条第一項の給与は支給しない。

(給与及び旅費の特例)

第二十七条 特別の事情を有すると知事が認める会計年度任用職員の給与及び旅費については、この条例の規定にかかわらず、別に任命権者が定める。

(口座振替による給与の支払)

第二十八条 給与は、会計年度任用職員の申出があったときは、口座振替の方法をもって支払うことができる。

(給与からの控除)

第二十九条 法第二十五条第二項の規定により、任命権者は、会計年度任用職員の給与の支給に際してその給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

- 一 県公舎の使用料
- 二 一般財団法人岡山県職員互助会、一般財団法人岡山県教育職員互助組合及び一般財団法人岡山県警察職員互助会の掛金及び貸付金の償還金
- 三 地方職員共済組合岡山県支部の積立貯金の掛金
- 四 前三号に掲げる掛金等に類するもので人事委員会規則で定めるもの

(その他)

第三十条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表 (第三条関係)

職種	上限額
事務職	一二六、〇〇〇円
教育職(一)	一四三、〇〇〇円
教育職(二)	一四二、〇〇〇円
研究職	一三四、九〇〇円
医療職(一)	三二〇、四〇〇円
医療職(二)	一一七、一〇〇円
医療職(三)	二五八、四〇〇円

備考

一 事務職とは、給与条例第二条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員の職に相当する職とする。

二 教育職(一)とは、給与条例第二条第一項第三号イに規定する教育職給料表(一)の適用を受ける職員の職に相当する職とする。

三 教育職(二)とは、給与条例第二条第一項第三号ロに規定する教育職給料表(二)又は県費負担教職員条例第二条に規定する小学校及び中学校の校長及び教員の給料表の適用を受ける職員の職に相当する職とする。

四 研究職とは、給与条例第二条第一項第四号に規定する研究職給料表の適用を受ける職員の職に相当する職とする。

五 医療職(一)とは、給与条例第二条第一項第五号イに規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職に相当する職とする。

六 医療職(二)とは、給与条例第二条第一項第五号ロに規定する医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職に相当する職とする。

七 医療職(三)とは、給与条例第二条第一項第五号ハに規定する医療職給料表(三)の適用を受ける職員の職に相当する職とする。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十六号

岡山県税条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、規則で定める徴収金については、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「省令」という。)第二十四条の四十三第一項に規定する方法により地方税共同機構(法第七百四十七条の五の二第三項の規定により特定徴収金の収納の事務の一部の委託を受けた特定金融機関等を含む。)に払い込むことができる。

第三十四条の五の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同条第二項中「同項の」、「地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「」及び「」という。)」を削る。

第三十四条の六の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「第二十三条の五第一項」を「第二十三条の六第一項」に、「ならない者」を「ならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(同法第二十三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第二十九条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」に、「同項の」を「同法第二十三条の六第一項に規定する」に、「最初に同項に規定する」を「最初に」に改め、同条第二項中「第二十三条の五第二項」を「第二十三条の六第二項」に改める。

第四十七条第一項第一号ハ中「によつて」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によつて」を「により」に

改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第百五条の六第一項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第百四十九条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第百五条の六第一項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「法第百四十九条第一項第四号イ(3)」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率（法第百四十九条第一項第四号イ(2)）」に、「以上」を「を」をいう。以下この条において同じ。）以上」に改め、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ニ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第百五条の六第一項第一号ニ(2)を削り、同号ニ(3)を同号ニ(2)とし、同号ニを同号ホとし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第百五条の六第一項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ニとし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第百五十五条の六第一項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)中「第百四十九条第一項第四号ロ(3)」を「第百四十九条第一項第四号ハ(2)」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第百五十五条の六第一項第二号中「除く。次項第二号」を「除く。次項第三号」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準（法第百四十九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。次項第三号において同じ。）に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準（法第百四十九条第一項第六号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第百五十五条の六第一項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重量車基準（法第百四十九条第一項第六号ニ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。次項第三号において同じ。）に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重量車基準（法第百四十九条第一項第六号ニ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第百五十五条の六第一項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法第四百九条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第二百五条の六第二項第一号イ中「乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を「営業用の乗用車」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第二百五条の六第二項第一号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

第二百五条の六第二項第一号ハ(2)を削り、同号ハ(3)を同号ハ(2)とし、同号ハを同号ホとし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年

ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

第五十五条の六第二項第一号ロ(2)を削り、同号ロ(3)を同号ロ(2)とし、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第五十五条の六第二項第二号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (ii) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成三十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十五条の六第二項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

- (ii) 平成三十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成三十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第五十五条の六第二項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第二百五条の六第四項中「及びロ」を「からハまで」に、「第一号イ」を「第一号イからハまでに」に改め、同項の表第一項第一号イ(3)の項中「第一項第一号イ(3)」を「第一項第一号イ(2)」に、「法第四百四十九条第一項第四号イ(3)」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率（法第四百四十九条第一項第四号イ(2)」に、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）」に、「次項第一号イ(3)」を「次項第一号」に改め、同項の次に次のように加える。

第一項第一号ロ(2)	平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
------------	-------------------------	----------------------------

第二百五条の六第四項の表第一項第一号ロ(3)の項中「第一項第一号ロ(3)」を「第一項第一号ハ(2)」に、「第四百四十九条第一項第四号ロ(3)」を「第四百四十九条第一項第四号ハ(2)」に改め、同表第二項第一号イ(3)の項中「第二項第一号イ(3)」を「第二項第一号イ(2)」に改め、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ(2)	平成三十二年基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第二百五条の十六第三項を次のように改める。

3 身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者が第一項第一号から第五号までに掲げる自動車（規則で定めるものを除く。）を取得した場合において、次の各号のいずれかに該当す

るときは、同項の規定（同項第一号から第五号までに係るものに限る。）は、適用しない。

一 当該身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が第一項の規定により環境性能割の減免を受けた同項第一号から第五号までに掲げる自動車（規則で定めるものを除く。）又は第一百十三条第一項の規定により種別割の減免を受けている同項第一号から第五号までに掲げる自動車（規則で定めるものを除く。）を現に所有している場合

二 当該身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が身体又は精神の障害を理由として他の地方公共団体の自動車税又は軽自動車税の環境性能割又は種別割の課税を免除され、又は減免を受けている自動車又は軽自動車等（法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等をいう。第一百十三条第三項において同じ。）を現に所有している場合

第一百六条第一項第五号中「第四百四十六条第一項」を「第四百四十八第一項」に改める。

第一百七条第一項第一号ロ(1)中「二九、五〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に改め、同号ロ(2)中「三四、五〇〇円」を「三〇、五〇〇円」に改め、同号ロ(3)中「三九、五〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に改め、同号ロ(4)中「四五、〇〇〇円」を「四三、五〇〇円」に改め、同号ロ(5)中「五一、〇〇〇円」を「五〇、〇〇〇円」に改め、同号ロ(6)中「五八、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に改め、同号ロ(7)中「六六、五〇〇円」を「六五、五〇〇円」に改め、同号ロ(8)中「七六、五〇〇円」を「七五、五〇〇円」に改め、同号ロ(9)中「八八、〇〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に改め、同号ロ(10)中「一一一、〇〇〇円」を「一一〇、〇〇〇円」に改め、同項第五号ロ(i)中「二三、六〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同号ロ(4)(ii)中「二七、六〇〇円」を「二四、四〇〇円」に改め、同号ロ(4)(iii)中「三一、六〇〇円」を「二八、八〇〇円」に改め、同号ロ(4)(iv)中「三六、〇〇〇円」を「三四、八〇〇円」に改め、同号ロ(4)(v)中「四〇、八〇〇円」を「四〇、〇〇〇円」に改め、同号ロ(4)(vi)中「四六、四〇〇円」を「四五、六〇〇円」に改め、同号ロ(4)(vii)中「五三、二〇〇円」を「五一、四〇〇円」に改め、同号ロ(4)(viii)中「六一、二〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に改め、同号ロ(4)(ix)中「七〇、四〇〇円」を「六九、六〇〇円」に改め、同号ロ(4)(x)中「八八、八〇〇円」を「八八、〇〇〇円」に改め、同条第三項中「乗用車」を「乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）」に、「二九、五〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に改め、同条第五項中「第四十四条の二」を「第四十四条の十一」に改める。

第一百十三条第二項中「発生した」を「発生し、かつ、同項の規定の適用を受けることとなつた」に、「当該額を」を「当該額に同項の規定の適用を受けることとなつた日の属する月の翌月から当該年度の三月までの月数を乗じて得た額を」に改め、「に、当該納税義務が発生した月の翌月から当該年度の三月までの月数を乗じて得た額」を削り、同条第三項中「法第四百四十二条の二第一項に規定する」を削り、同条第四項第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号」に、「及び名称」を「名称及び法人番号」に改め、同条第五項を削る。

附則第十三条の見出し中「の敷地」を削り、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第十一条の六第二項」を「第十条の七第五項」に、「同条第二項」を「同項」に改め、「附則第五条、附則第五条の二、」を削り、

同項を同条第四項とし、同条第一項中「第十一条の六第一項に」を「第十一条の七第四項に」に、「によつて」を「により」に改め、「(同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)」
 「(同法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)」及び「、附則第五
 条、附則第五条の二」を削り、同項の表附則第六条の三第一項第二号の項及び附則第十条第一
 項の項中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同表附則第十条の二第三項の
 項中「第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」を「第十一条の七第四項の規
 定により適用される場合を含む。）」に、「規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨
 時特例に関する法律第十一条の六第一項」を「規定が同項」に改め、同表附則第十条の三第一項の
 項及び附則第十一条第一項の項中「第十一条の六第一項」を「第十一条の七第四項」に改め、同項
 を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災
 者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指
 示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象
 区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することがで
 きなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋
 又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（同条第一項に規定する土地等をい
 う。以下この条において同じ。）の譲渡（同法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下
 この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、
 それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附
 則第十一条の規定を適用する。

附則第十条第 一項	第三十五条第 一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定によ り適用される場合を含む。）
	同法第三十一 条第一項	租税特別措置法第三十一条第一項
附則第十条の 二第三項	第三十五条の 二まで、第三 十六条の二、 第三十六条の 五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第 一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、 第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が同 法第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
	附則第十条の 三第三項	別措置法第三十一条の三第一項
附則第十条の 三第一項	租税特別措置 法第三十一条 の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特 別措置法第三十一条の三第一項
	第三十五条第 一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定によ り適用される場合を含む。）
附則第十一条 第一項	同法第三十二 条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちその居住の用に供することができなくなつた時の直前において当該家屋に居住していた者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

附則第十四条の二の二中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第二十一条の三の四に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第百五条の六第二項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間（法附則第十二条の二の十第二項に規定する特定期間をいう。）に行われたときに限り、第百五条の六第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第二十一条の三の四を附則第二十一条の三の五とし、附則第二十一条の三の三の次に次の一条を加える。

（自動車税の環境性能割の非課税）

第二十一条の三の四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、国又は県の路線の維持に係る補助金を受けて運行する路線のうち、特に地域住民の生活に必要なものであつて、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものとして知事が指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第百五条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附則第二十一条の三の五の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第二十一条の三の六 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(省令で定めるものに限る。)で最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第百五条の五の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で省令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百五条の五の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第二十一条の三の六第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で省令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百五条の五の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

- 二 公共交通移動等円滑化基準で省令で定めるものに適合するものであること。
- 三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。
- 4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）、又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五条の五の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。
 - 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（省令で定めるものに限る。）又はバス（省令で定めるものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの
 - 二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの
 - 三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五条の五の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え二十トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

四 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五条の五の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係

る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十五条の五の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。）から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第五百五条の九第一項又は第五百五条の十の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第二十一条の四の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同条中「電気自動車をいう」及び「天然ガス自動車をいう」の下に「。以下同じ」を、「ものをいう」の下に「。次条第三項及び附則第二十一条の四の三第三項において同じ」を加え、「同項第三号」を「法第四百九十九条第一項第三号」に、「並びに」を「次条第三項及び附則第二十一条の四の三第三項において同じ。」並びに「を」を「次条第三項及び附則第二十一条の四の三第三項において同じ。」並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。）、キャンピング車、」に改め、同条第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「第五百五条の六第一項第一号に規定するガソリン自動車（以下この条において「ガソリン自動車」という。）又は同項第二号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日」に改め、「最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この項において「及び」という。）を削り、同条第二号中「第五百五条の六第一項第二号」を「第五百五条の六第一項第三号」に、「その他の」を「（次項第六号において「軽油自動車」という。）その他の」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条の表第一項第一号口の項及び第一項第五号口の項を削り、同条に次の三項を加える。

2 次に掲げる自動車に対する第七十条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車（自

家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で省令で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。）

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（第四項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（第四項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第四百七十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が法第四百九条第一項第四号イ(2)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので省令で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（第四項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（第四項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えない

令和元年7月5日 岡山県公報 号外

いものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので省令で定めるもの

六 軽油自動車のうち、法第四百九十九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項第一号イ	第一項第一号ロ	第一項第二号イ
七、五〇〇円	二、〇〇〇円	七、五〇〇円
八、五〇〇円	二、五〇〇円	四、七〇〇円
九、五〇〇円	二、五〇〇円	二九、五〇〇円
一三、八〇〇円	三、五〇〇円	二五、五〇〇円
一五、七〇〇円	四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
一七、九〇〇円	四、五〇〇円	一八、五〇〇円
二〇、五〇〇円	五、五〇〇円	一五、〇〇〇円
二三、六〇〇円	六、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
二七、二〇〇円	七、〇〇〇円	九、〇〇〇円
四〇、七〇〇円	一〇、五〇〇円	六、五〇〇円
二五、〇〇〇円	六、五〇〇円	二一〇、〇〇〇円
三〇、五〇〇円	八、〇〇〇円	八七、〇〇〇円
三六、〇〇〇円	九、〇〇〇円	七五、五〇〇円
四三、五〇〇円	一一、〇〇〇円	六五、五〇〇円
五〇、〇〇〇円	一二、五〇〇円	五七、〇〇〇円
五七、〇〇〇円	一四、五〇〇円	五〇、〇〇〇円
六五、五〇〇円	一六、五〇〇円	四三、五〇〇円
七五、五〇〇円	一九、〇〇〇円	三七、五〇〇円
八七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三〇、五〇〇円
一一〇、〇〇〇円	二七、五〇〇円	二五、〇〇〇円
七、五〇〇円	二、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円
八、五〇〇円	二、五〇〇円	八七、〇〇〇円
九、五〇〇円	二、五〇〇円	七五、五〇〇円
一三、八〇〇円	三、五〇〇円	六五、五〇〇円
一五、七〇〇円	四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円
一七、九〇〇円	四、五〇〇円	五〇、〇〇〇円
二〇、五〇〇円	五、五〇〇円	四三、五〇〇円
二三、六〇〇円	六、〇〇〇円	三七、五〇〇円
二七、二〇〇円	七、〇〇〇円	三〇、五〇〇円
四〇、七〇〇円	一〇、五〇〇円	二五、〇〇〇円
二五、〇〇〇円	六、五〇〇円	二一〇、〇〇〇円
三〇、五〇〇円	八、〇〇〇円	八七、〇〇〇円
三六、〇〇〇円	九、〇〇〇円	七五、五〇〇円
四三、五〇〇円	一一、〇〇〇円	六五、五〇〇円
五〇、〇〇〇円	一二、五〇〇円	五七、〇〇〇円
五七、〇〇〇円	一四、五〇〇円	五〇、〇〇〇円
六五、五〇〇円	一六、五〇〇円	四三、五〇〇円
七五、五〇〇円	一九、〇〇〇円	三七、五〇〇円
八七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三〇、五〇〇円
一一〇、〇〇〇円	二七、五〇〇円	二五、〇〇〇円
七、五〇〇円	二、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円
八、五〇〇円	二、五〇〇円	八七、〇〇〇円
九、五〇〇円	二、五〇〇円	七五、五〇〇円
一三、八〇〇円	三、五〇〇円	六五、五〇〇円
一五、七〇〇円	四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円
一七、九〇〇円	四、五〇〇円	五〇、〇〇〇円
二〇、五〇〇円	五、五〇〇円	四三、五〇〇円
二三、六〇〇円	六、〇〇〇円	三七、五〇〇円
二七、二〇〇円	七、〇〇〇円	三〇、五〇〇円
四〇、七〇〇円	一〇、五〇〇円	二五、〇〇〇円
二五、〇〇〇円	六、五〇〇円	二一〇、〇〇〇円
三〇、五〇〇円	八、〇〇〇円	八七、〇〇〇円
三六、〇〇〇円	九、〇〇〇円	七五、五〇〇円
四三、五〇〇円	一一、〇〇〇円	六五、五〇〇円
五〇、〇〇〇円	一二、五〇〇円	五七、〇〇〇円
五七、〇〇〇円	一四、五〇〇円	五〇、〇〇〇円
六五、五〇〇円	一六、五〇〇円	四三、五〇〇円
七五、五〇〇円	一九、〇〇〇円	三七、五〇〇円
八七、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	三〇、五〇〇円
一一〇、〇〇〇円	二七、五〇〇円	二五、〇〇〇円

令和元年 7 月 5 日 岡山県公報 号外

第一項第三号ロ(2)		第一項第三号イ(1)		第一項第三号イ(2)		第一項第三号イ(1)		第一項第二号ロ																									
三三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円	一二、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二六、五〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二二、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、〇〇〇円	二〇、六〇〇円	一〇、二〇〇円	六、三〇〇円	四〇、五〇〇円	三五、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一六、〇〇〇円	一一、五〇〇円	八、〇〇〇円	一五、一〇〇円
八、五〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、五〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一四、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	九、五〇〇円	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、五〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	五、五〇〇円	三、〇〇〇円	一、六〇〇円	一〇、五〇〇円	九、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	四、〇〇〇円

令和元年7月5日 岡山県公報 号外

第一項第五号イ(1)	四一、〇〇〇円	一〇、五〇〇円
	四九、〇〇〇円	一二、五〇〇円
	五七、〇〇〇円	一四、五〇〇円
	六五、五〇〇円	一六、五〇〇円
第一項第五号イ(2)	七四、〇〇〇円	一八、五〇〇円
	八三、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
	四、五〇〇円	一、五〇〇円
	六、〇〇〇円	一、五〇〇円
第一項第五号イ(3)	四、五〇〇円	一、五〇〇円
	六、七〇〇円	二、〇〇〇円
	三、九〇〇円	一、〇〇〇円
	六、〇〇〇円	一、五〇〇円
第一項第五号イ(4)	八、八〇〇円	二、五〇〇円
	五、三〇〇円	一、五〇〇円
	一〇、四〇〇円	三、〇〇〇円
	二二、〇〇〇円	五、五〇〇円
第一項第五号ロ(1)	一三、八〇〇円	三、五〇〇円
	一一、二〇〇円	三、〇〇〇円
	一六、八〇〇円	四、五〇〇円
	二六、五〇〇円	七、〇〇〇円
第一項第五号ロ(2)	一一、三〇〇円	三、〇〇〇円
	一七、七〇〇円	四、五〇〇円
	二五、五〇〇円	六、五〇〇円
	一一、〇〇〇円	五、五〇〇円
第一項第五号ロ(3)	六、四〇〇円	二、〇〇〇円
	一三、八〇〇円	三、五〇〇円
	三〇、〇〇〇円	七、五〇〇円
	一八、七〇〇円	五、〇〇〇円
第一項第五号ロ(4)	一四、五〇〇円	四、〇〇〇円
	二二、九〇〇円	六、〇〇〇円
	三五、九〇〇円	九、〇〇〇円
	二〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円
第一項第五号ハ(1)	二四、四〇〇円	六、五〇〇円
	二八、八〇〇円	七、五〇〇円

第一項第五号ロ(5)	三四、八〇〇円	九、〇〇〇円
	四〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
	四五、六〇〇円	一一、五〇〇円
	五二、四〇〇円	一三、五〇〇円
	六〇、四〇〇円	一五、五〇〇円
	六九、六〇〇円	一七、五〇〇円
	八八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
	三〇、〇〇〇円	七、五〇〇円
	三五、〇〇〇円	九、〇〇〇円
	二四、〇〇〇円	六、〇〇〇円
第四項第一号イ	一五、三〇〇円	四、〇〇〇円
	八、六〇〇円	二、五〇〇円
	六、三〇〇円	一、六〇〇円
	三、七〇〇円	一、〇〇〇円
第四項第一号ロ	三、七〇〇円	一、〇〇〇円
	三、七〇〇円	一、〇〇〇円
	四、七〇〇円	一、二〇〇円
	六、三〇〇円	一、六〇〇円
第四項第二号イ	八、〇〇〇円	二、〇〇〇円
	五、二〇〇円	一、三〇〇円
	五、二〇〇円	一、三〇〇円
	五、二〇〇円	一、三〇〇円
第四項第二号ハ	八、〇〇〇円	二、〇〇〇円
	六、三〇〇円	一、六〇〇円
	四、七〇〇円	一、二〇〇円
	三、七〇〇円	一、〇〇〇円
	八、〇〇〇円	二、〇〇〇円
	六、三〇〇円	一、六〇〇円
	五、二〇〇円	一、三〇〇円
	六、三〇〇円	一、六〇〇円

3 電気自動車に対する第七十七条第三項の規定の適用については、当該電気自動車（営業用の乗用車に限る。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該電気自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該電気自動車（営業用の乗用車）が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該電気自動車（営業用の乗用車）が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、第七十七条第三項中「七、五〇〇円」とあるのは「二、〇〇〇円」と、「二五、〇〇〇円」とあるのは「六、五〇〇円」とする。

4 次に掲げる自動車に対する第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条

の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車(平成三十一年四月一日(家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車(令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。)

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので省令で定めるもの

第一項第一号イ	
七、五〇〇円	四、〇〇〇円
八、五〇〇円	四、五〇〇円
九、五〇〇円	五、〇〇〇円
一三、八〇〇円	七、〇〇〇円
一五、七〇〇円	八、〇〇〇円
一七、九〇〇円	九、〇〇〇円
二〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
二三、六〇〇円	一二、〇〇〇円
二七、二〇〇円	一四、〇〇〇円
四〇、七〇〇円	二〇、五〇〇円
二五、〇〇〇円	一二、五〇〇円
三〇、五〇〇円	一五、五〇〇円
三六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
四三、五〇〇円	二二、〇〇〇円
五〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円
五七、〇〇〇円	二八、五〇〇円
六五、五〇〇円	三三、〇〇〇円

第一項第一号ロ

令和元年7月5日 岡山県公報 号外

第一項第三号イ(2)	第一項第三号イ(1)	第一項第二号ロ	第一項第二号イ
三二、〇〇〇円	二〇、六〇〇円	一五、一〇〇円	一六、〇〇〇円
二六、五〇〇円	一〇、二〇〇円	八、〇〇〇円	一三、五〇〇円
二九、〇〇〇円	一四、五〇〇円	七、五〇〇円	一四、五〇〇円
二五、五〇〇円	一七、五〇〇円	四、七〇〇円	一三、〇〇〇円
二二、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	二九、五〇〇円	一一、〇〇〇円
二〇、〇〇〇円	一四、五〇〇円	二五、五〇〇円	一〇、〇〇〇円
一七、五〇〇円	一一、〇〇〇円	二〇、五〇〇円	九、〇〇〇円
一四、五〇〇円	一〇、二〇〇円	一六、〇〇〇円	七、五〇〇円
一二、〇〇〇円	六、三〇〇円	一一、五〇〇円	六、〇〇〇円
二〇、六〇〇円	四〇、五〇〇円	八、〇〇〇円	一〇、五〇〇円
一〇、二〇〇円	三五、〇〇〇円	一五、一〇〇円	五、五〇〇円
六、三〇〇円	三〇、〇〇〇円	七、五〇〇円	三、二〇〇円
四〇、五〇〇円	二五、五〇〇円	四、〇〇〇円	二〇、五〇〇円
三五、〇〇〇円	二〇、五〇〇円	二、四〇〇円	一七、五〇〇円
三〇、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一、五〇〇円	一五、〇〇〇円
二五、五〇〇円	一〇、二〇〇円	八、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
二〇、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一〇、五〇〇円
一六、〇〇〇円	九、〇〇〇円	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円
一一、五〇〇円	七、五〇〇円	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円
八、〇〇〇円	六、五〇〇円	二、四〇〇円	四、〇〇〇円
七、五〇〇円	六、〇〇〇円	一、五〇〇円	四、〇〇〇円
七、五〇〇円	五、五〇〇円	一、〇〇〇円	三、五〇〇円
六、五〇〇円	五、〇〇〇円	九、五〇〇円	三、五〇〇円
六、五〇〇円	四、五〇〇円	七、五〇〇円	四、五〇〇円
九、〇〇〇円	四、〇〇〇円	六、〇〇〇円	四、五〇〇円
一一〇、〇〇〇円	三、五〇〇円	七、五〇〇円	三、五〇〇円
八七、〇〇〇円	五五、五〇〇円	六、〇〇〇円	五五、五〇〇円
七五、五〇〇円	四三、五〇〇円	五、〇〇〇円	四三、五〇〇円
	三八、〇〇〇円	四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円

令和元年7月5日 岡山県公報 号外

第一項第五号イ(4)	第一項第五号イ(3)		第一項第五号イ(2)		第一項第五号イ(1)		第一項第四号ロ										第一項第三号ハ																
	第一項第五号イ(3)		第一項第五号イ(2)		第一項第五号イ(1)		第一項第四号ロ										第一項第三号ハ																
	第一項第五号イ(3)		第一項第五号イ(2)		第一項第五号イ(1)		第一項第四号ロ										第一項第三号ハ																
	第一項第五号イ(3)		第一項第五号イ(2)		第一項第五号イ(1)		第一項第四号ロ										第一項第三号ハ																
二二、〇〇〇円	二六、五〇〇円	一六、八〇〇円	一一、二〇〇円	一三、八〇〇円	一二、〇〇〇円	一〇、四〇〇円	五、三〇〇円	八、八〇〇円	六、〇〇〇円	三、九〇〇円	六、七〇〇円	四、五〇〇円	六、〇〇〇円	四、五〇〇円	八三、〇〇〇円	七四、〇〇〇円	六五、五〇〇円	五七、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二五、五〇〇円	二二、五〇〇円	二〇、〇〇〇円	一七、五〇〇円	一四、五〇〇円	一二、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、〇〇〇円
一一、〇〇〇円	一三、五〇〇円	八、五〇〇円	六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	一一、〇〇〇円	五、五〇〇円	三、〇〇〇円	四、五〇〇円	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、五〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	四一、五〇〇円	三七、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二八、五〇〇円	二四、五〇〇円	二〇、五〇〇円	一六、五〇〇円	一四、五〇〇円	一三、〇〇〇円	一一、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	九、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、〇〇〇円	三二、〇〇〇円	二八、五〇〇円	二五、五〇〇円	二二、〇〇〇円	一九、〇〇〇円

令和元年7月5日 岡山県公報 号外

第四項第二号ハ	第四項第二号ロ	第四項第二号イ		第四項第一号ハ	第四項第一号ロ	第四項第一号イ		第一項第五号ロ(5)		第一項第五号ロ(4)		第一項第五号ロ(3)	第一項第五号ロ(2)	第一項第五号ロ(1)		六、三〇〇円	三、二〇〇円
																五、二〇〇円	二、六〇〇円
																八、〇〇〇円	四、〇〇〇円
																六、三〇〇円	三、二〇〇円
																四、七〇〇円	二、三〇〇円
																三、七〇〇円	一、八〇〇円
																三、七〇〇円	一、八〇〇円
																六、三〇〇円	三、二〇〇円
																八、六〇〇円	四、五〇〇円
																一五、三〇〇円	八、〇〇〇円
																二四、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
																三五、〇〇〇円	一七、五〇〇円
																三〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
																八八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円
																六九、六〇〇円	三五、〇〇〇円
																六〇、四〇〇円	三〇、五〇〇円
																五二、四〇〇円	二六、五〇〇円
																四五、六〇〇円	二三、〇〇〇円
																四〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
																三四、八〇〇円	一七、五〇〇円
																二八、八〇〇円	一四、五〇〇円
																二四、四〇〇円	一二、五〇〇円
																二〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
																三五、九〇〇円	一八、〇〇〇円
																二二、九〇〇円	一一、五〇〇円
																一四、五〇〇円	七、五〇〇円
																一八、七〇〇円	九、五〇〇円
																三〇、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
																一三、八〇〇円	七、〇〇〇円
																六、四〇〇円	三、五〇〇円
																一一、三〇〇円	六、〇〇〇円
																一七、七〇〇円	九、〇〇〇円
																二五、五〇〇円	一三、〇〇〇円

附則第二十一条の四の次に次の三条を加える。

第二十一条の四の二 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車（電気自動車を除く。以下この条において同じ。）であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に基づく条例の規定により自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成二十八年改正前の地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第一百七条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二九、五〇〇円
- 二 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの 年額 三四、五〇〇円
- 三 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの 年額 三九、五〇〇円
- 四 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの 年額 四五、〇〇〇円
- 五 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの 年額 五一、〇〇〇円
- 六 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの 年額 五八、〇〇〇円
- 七 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの 年額 六六、五〇〇円
- 八 総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの 年額 七六、五〇〇円
- 九 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの 年額 八八、〇〇〇円
- 十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 一一一、〇〇〇円

2 第一百七条第二項及び第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車について準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（天然ガス自動車、メタンール自動車、混合メタンール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	一九、五〇〇円	三三、九〇〇円
第二号	三四、五〇〇円	三九、六〇〇円
第三号	三九、五〇〇円	四五、四〇〇円

第四号	四五、〇〇〇円	五一、七〇〇円
第五号	五一、〇〇〇円	五八、六〇〇円
第六号	五八、〇〇〇円	六六、七〇〇円
第七号	六六、五〇〇円	七六、四〇〇円
第八号	七六、五〇〇円	八七、九〇〇円
第九号	八八、〇〇〇円	一〇一、二〇〇円
第十号	一一一、〇〇〇円	一二七、六〇〇円

4 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二九、五〇〇円	七、五〇〇円
第二号	三四、五〇〇円	九、〇〇〇円
第三号	三九、五〇〇円	一〇、〇〇〇円
第四号	四五、〇〇〇円	一一、五〇〇円
第五号	五一、〇〇〇円	一三、〇〇〇円
第六号	五八、〇〇〇円	一四、五〇〇円
第七号	六六、五〇〇円	一七、〇〇〇円
第八号	七六、五〇〇円	一九、五〇〇円
第九号	八八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円
第十号	一一一、〇〇〇円	二八、〇〇〇円

5 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車のうち、前条第四項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二九、五〇〇円	一五、〇〇〇円
第二号	三四、五〇〇円	一七、五〇〇円
第三号	三九、五〇〇円	二〇、〇〇〇円
第四号	四五、〇〇〇円	二二、五〇〇円
第五号	五一、〇〇〇円	二五、五〇〇円
第六号	五八、〇〇〇円	二九、〇〇〇円
第七号	六六、五〇〇円	三三、五〇〇円
第八号	七六、五〇〇円	三八、五〇〇円
第九号	八八、〇〇〇円	四四、〇〇〇円
第十号	一一一、〇〇〇円	五五、五〇〇円

第二十一条の四の三 特定日の前日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて平成二十八年改正前の地方税法に基づく条例の規定により自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けたキャンピング車であつて、平成二十八年改正前の地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして省令で定めるものの用に供されたことがあるキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第一百七十七条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二三、六〇〇円
- 二 総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの 年額 二七、六〇〇円
- 三 総排気量が一・五リットルを超え二リットル以下のもの 年額 三一、六〇〇円
- 四 総排気量が二リットルを超え二・五リットル以下のもの 年額 三六、〇〇〇円
- 五 総排気量が二・五リットルを超え三リットル以下のもの 年額 四〇、八〇〇円
- 六 総排気量が三リットルを超え三・五リットル以下のもの 年額 四六、四〇〇円
- 七 総排気量が三・五リットルを超え四リットル以下のもの 年額 五三、二〇〇円
- 八 総排気量が四リットルを超え四・五リットル以下のもの 年額 六一、二〇〇円
- 九 総排気量が四・五リットルを超え六リットル以下のもの 年額 七〇、四〇〇円
- 十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八八、八〇〇円

2 第一百七十七条第二項及び第五項の規定は、前項の規定の適用を受けるキャンピング車について準用する。

3 第一項の規定の適用を受けるキャンピング車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第二十一条の四第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二三、六〇〇円	二七、一〇〇円
第二号	二七、六〇〇円	三一、七〇〇円
第三号	三一、六〇〇円	三六、三〇〇円
第四号	三六、〇〇〇円	四一、四〇〇円
第五号	四〇、八〇〇円	四六、九〇〇円
第六号	四六、四〇〇円	五三、三〇〇円
第七号	五三、二〇〇円	六一、一〇〇円
第八号	六一、二〇〇円	七〇、三〇〇円
第九号	七〇、四〇〇円	八〇、九〇〇円
第十号	八八、八〇〇円	一〇二、一〇〇円

4 第一項の規定の適用を受けるキャンピング車のうち、附則第二十一条の四第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該キャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該キャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該キャンピング車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二三、六〇〇円	六、〇〇〇円
第二号	二七、六〇〇円	七、〇〇〇円
第三号	三一、六〇〇円	八、〇〇〇円
第四号	三六、〇〇〇円	九、〇〇〇円
第五号	四〇、八〇〇円	一〇、五〇〇円
第六号	四六、四〇〇円	一一、〇〇〇円
第七号	五三、二〇〇円	一三、五〇〇円
第八号	六一、二〇〇円	一五、五〇〇円
第九号	七〇、四〇〇円	一八、〇〇〇円
第十号	八八、八〇〇円	二二、五〇〇円

5 第一項の規定の適用を受けるキャンピング車のうち、附則第二十一条の四第四項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該キャンピング車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該キャンピング車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該キャンピング車が平成三十一年四月一日から

令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	一三、六〇〇円	一一、〇〇〇円
第二号	二七、六〇〇円	一四、〇〇〇円
第三号	三一、六〇〇円	一六、〇〇〇円
第四号	三六、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
第五号	四〇、八〇〇円	二〇、五〇〇円
第六号	四六、四〇〇円	二三、五〇〇円
第七号	五三、二〇〇円	二七、〇〇〇円
第八号	六一、二〇〇円	三一、〇〇〇円
第九号	七〇、四〇〇円	三五、五〇〇円
第十号	八八、八〇〇円	四四、五〇〇円

第二十一条の四の四 特定日の前日までに初回新規登録を受けた電気自動車である家用の乗用車

であつて平成二十八年改正前の地方税法に基づく条例の規定により自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた電気自動車である家用の乗用車であつて、平成二十八年改正前の地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして省令で定めるものの用に供されたことがある電気自動車である家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第百七条第三項の規定にかかわらず、一台について、年額二九、五〇〇円とする。

2 第百七条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける電気自動車である家用の乗用車について準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける電気自動車である家用の乗用車のうち、当該電気自動車である家用の乗用車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該電気自動車である家用の乗用車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該電気自動車である家用の乗用車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、第一項中「二九、五〇〇円」とあるのは、「七、五〇〇円」とする。

附則第二十一条の五第一項中「前条第一項」を「附則第二十一条の四第一項、附則第二十一条の四の二第三項又は附則第二十一条の四の三第三項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「附則第二十一条の四第二項若しくは第三項、附則第二十一条の四の二第四項、附則第二十一条の四の三第四項又は前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「附則第二十一条の四第四項、附

則第二十一条の四の二第五項又は附則第二十一条の四の三第五項」に改める。

第二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

第四十二条の二中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

第四十二条の二の二中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第四十九条の三中「第六十六条の四第二十一項第一号」を「第六十六条の四第二十七項第一号」に改める。

第四十九条の四中「第六十八条の八十八第二十二項第一号」を「第六十八条の八十八第二十八項第一号」に改める。

第五十七条中「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める。

第六十九条の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は」を削り、「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に、「第四条第三項第一号口に規定する農地売買等事業又は同法」を「昭和五十五年法律第六十五号」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に、「」の実施」を「以下この項において「農地売買事業」という。」の実施」に、「にあつては」を「には」に、「これらの土地の取得の日」を「同日」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改め、同条第三項中「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改める。

附則第二十一条の四に次の二項を加える。

5 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車に対する第七十七条第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車及びキャンピング車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車及びキャンピング車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

6 電気自動車である自家用の乗用車に対する第七十七条第三項の規定の適用については、当該電気自動車である自家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該電気自動車である自家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には

令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の規定を適用する。

附則第二十一条の四の二第四項及び第五項を削る。

附則第二十一条の四の三第四項及び第五項を削る。

附則第二十一条の四の三第三項を削る。

附則第二十一条の五第二項中「若しくは第三項、附則第二十一条の四の二第四項、附則第二十一条の四の三第四項又は前条第三項」を「、第三項、第五項又は第六項」に改め、同条第三項中「、附則第二十一条の四の二第五項又は附則第二十一条の四の三第五項」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岡山県税条例第三十四条の五及び第三十四条の六の改正規定及び同条例附則第十三条の改正規定並びに次項の規定 令和二年一月一日

二 第二条（次号から第五号までに掲げる改正規定を除く。）の規定 令和二年四月一日

三 第二条中岡山県税条例附則第二十一条の四に二項を加える改正規定、同条例附則第二十一条の四の二第四項及び第五項を削る改正規定、同条例附則第二十一条の四の三第三項を削る改正規定並びに同条例附則第二十一条の五第二項及び第三項の改正規定並びに附則第七項の規定 令和三年四月一日

四 第二条中岡山県税条例第五十七条の改正規定 令和四年一月一日

五 第二条中岡山県税条例第六十九条の六の改正規定及び附則第四項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 前項第一号に掲げる規定による改正後の岡山県税条例第十三条の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 第一条の規定による改正後の岡山県税条例（第五項において「新条例」という。）第四十七条及び附則第十四条の二の二の規定は、この条例の施行の日（同項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の岡山県税条例第六十九条の六第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の岡山県税条例第六十九条の六第一項に規定す

る土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 6 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 7 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の岡山県条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十七号

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例

(目的)

第一条 この条例は、太陽光発電施設が防災及び生活環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の安全な導入の促進について必要な事項を定めることにより、県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置等 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）、太陽光発電施設を使用して太陽光を電気に変換する事業の実施、太陽光発電施設の撤去等に係る一連の行為をいう。
- 三 設置者 太陽光発電施設の設置等を行う者をいう。
- 四 設置禁止区域 土砂災害その他の災害が発生し、若しくは発生するおそれが高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であつて規則で定めるものをいう。
- 五 設置に適さない区域 土砂災害その他の災害が発生するおそれが高い土地又は土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ県民の生命若しくは身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であつて規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を踏まえ、太陽光発電施設の安全な導入の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(設置者の責務)

第四条 設置者は、計画及び設計並びに太陽光発電施設の設置等を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守しなければならない。

2 設置者は、この条例の目的を踏まえ、計画及び設計並びに太陽光発電施設の設置等を行うに当たり、地域住民に対する情報提供、保守点検及び維持管理に係る実施体制の構築、撤去の適切な実施その他の太陽光発電施設の安全な導入の促進に関して規則で定める事項を守るよう努めなければならない。

(設置禁止区域内への設置)

第五条 設置禁止区域内においては、太陽光発電施設を設置してはならない。ただし、規則で定めるところにより、あらかじめ知事の許可（以下「設置許可」という。）を受けた場合は、この限りでない。

2 知事は、設置許可の申請があつた場合において、当該申請に係る太陽光発電施設が知事が別に定める基準に該当すると認めるときに限り、設置を許可するものとする。

3 設置許可には、太陽光発電施設の安全な導入を促進するため必要な限度において、条件を付することができる。

4 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による変更の許可について準用する。

6 設置許可を受けた者は、第四項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

7 国又は地方公共団体が太陽光発電施設を設置する場合における第一項ただし書（第九項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定の適用については、国又は地方公共団体と知事との協議が成立することをもって、これらの規定による許可を受けたものとみなす。

8 第一項の規定は、設置禁止区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置禁止区域内にあることとなる前に新設又は増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。以下同じ。）に着手した太陽光発電施設には、適用しない。

9 第一項から第三項までの規定は、前項の規定の適用を受ける太陽光発電施設を当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置禁止区域内にあることとなった後に増設する場合について準用する。

10 設置許可（第七項の規定による協議の成立を含む。）は、設置禁止区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該設置許可に係る太陽光発電施設の全部が設置禁止区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合において、当該太陽光発電施設（発電出力が五十キロワット以上のものに限る。）の全部又は一部がなお設置に適さない区域内にあることとなるときは、当

該太陽光発電施設について次条第二項の規定による届出（第七項の規定の適用がある場合にあつては、同条第四項の規定による通知）があつたものとみなす。

（設置に適さない区域内への設置）

第六条 設置に適さない区域内において太陽光発電施設を設置しようとする者は、当該太陽光発電施設が前条第二項の知事が別に定める基準を満たすものとなるよう、自ら必要な措置を講じなければならない。

2 設置に適さない区域内において、発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を設置しようとする者又は既に設置されている発電出力が五十キロワット未満の太陽光発電施設を五十キロワット以上に増設しようとする者は、当該設置又は増設に着手する六十日前までに前項の規定により講ずる措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

4 前二項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が設置に適さない区域内において発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を設置し、又は既に設置されている発電出力が五十キロワット未満の太陽光発電施設を五十キロワット以上に増設しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知することをもって足りる。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

5 前各項の規定は、設置に適さない区域として定めた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置に適さない区域内にあることとなる前に新設又は増設に着手した太陽光発電施設（前条第十項後段の規定により届出があつたものとみなされたものを除く。）には、適用しない。

6 第一項から第三項までの規定は、前項の規定の適用を受ける発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を当該太陽光発電施設の全部又は一部が設置に適さない区域内にあることとなつた後に増設する場合について準用する。

（立入調査等）

第七条 知事は、この条例による権限を行うため必要な限度において、設置者（設置許可又は第六条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を要しないものを除く。）に対し、太陽光発電施設の設置等の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該太陽光発電施設その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（指導及び助言）

第八条 知事は、設置許可の申請又は第六条第二項の規定による届出を行った者が、当該申請又は届出に係る太陽光発電施設に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、適切な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

一 第四条第二項の規則で定める事項を守るための適切な措置を講じていないとき。

二 第五条第二項の知事が別に定める基準を満たすために必要な措置を講じていないとき。

2 前項の規定は、設置禁止区域又は設置に適さない区域として定められた土地の区域が変更されたことにより当該太陽光発電施設の全部が設置禁止区域及び設置に適さない区域の区域外にあることとなったときは、適用しない。

(監督処分)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、設置許可を取り消し、設置許可に付した条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去若しくは土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復を命ずることができる。

一 第五条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)又は第四項の規定に違反した者

二 設置許可の内容又は設置許可に付した条件に適合していない者

三 偽りその他不正な手段により設置許可を受けた者

(勧告)

第十条 知事は、第六条第二項の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第十一条 知事は、第九条の規定により設置許可を取り消し、若しくは命令を行った者又は前条の規定による勧告に正当な理由なく従わなかった者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びにその者に対する処分等の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見を述べ、る機会を与えなければならない。

(市町村条例との調整)

第十二条 太陽光発電施設の設置等に関し、この条例の規定による許可、届出その他の手続等と同等以上の効果が期待できる内容を規定する条例を有する市町村として規則で定める市町村の区域については、この条例の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第五条第一項及び第七項並びに第六条第一項、第二項及び第四項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に新設又は増設に着手した太陽光発電施設には、適用しない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、設置禁止区域内において同項の規定の適用を受ける太陽光発電施設を施行日以後に増設する場合においては、第五条第一項から第三項までの規定を準用する。
 - 4 第二項の規定にかかわらず、設置に適さない区域内において同項の規定の適用を受ける発電出力が五十キロワット以上の太陽光発電施設を施行日以後に増設する場合には、第六条第一項から第三項までの規定を準用する。
- （準備行為）
- 5 設置許可の申請、第六条第二項の規定による届出その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づくばいじんに係る排出基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十八号

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づくばいじんに係る排出基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づくばいじんに係る排出基準を定める条例（昭和四十六年岡山県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十九号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成十七年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を第十二条とし、第六条の次に次の五条を加える。

（指定管理者の公募）

第七条 知事は、第九条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公

募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第八条 指定管理者の指定を受けようとするものは、会館の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第九条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が会館の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - 二 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
 - 三 その他会館の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。
- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(業務報告等)

第十条 知事は、会館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第十一条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

第二条 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を次のように改正する。

第十二条を第十七条とし、第十一条を第十六条とし、第十条を第十五条とし、第九条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の提出)

第十四条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

第八条を第十二条とする。

第七条中「第九条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「**二**」及び「**三**」という。）を削り、同条を第十一条とする。

第六条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第七条第一項の許可を受けた行為に係る料金（以下この条において「**利用料金**」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

第六条第四項中「**納付した使用料**」を「**既納の利用料金**」に改め、同項ただし書中「**許可**」を「**第七条第一項の許可**」に、「**知事**」を「**指定管理者**」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「**知事**は、特に必要があると認めるときは、**使用料**」を「**指定管理者**は、規則で定めるところにより、

利用料金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項ただし書中「知事」を「指定管理者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 利用料金は、別表の一及び三に掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額並びに同表の二及び四に掲げる金額とする。

第六条を第十条とする。

第五条第一項中「知事」を「指定管理者」に、「前条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項第二号中「前条第一項」を「第七条第一項」に改め、同項第三号中「前条第三項」を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「知事」を「指定管理者」に、「前条第一項」を「第七条第一項」に、「次条」を「次条第五項」に、「同項の」を「当該」に改め、同条を第九条とする。

第四条第一項中「知事の」を「規則で定めるところにより、指定管理者の」に改め、同項第一号中「別表」を「別表の一から三まで」に改め、同項第三号中「知事が」を「指定管理者が知事の承認を受けて」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「知事」を「指定管理者」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用の禁止)

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、会館の利用を拒むことができない。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある者
 - 二 施設等を損傷するおそれのある者
 - 三 施設等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
 - 四 その他会館の管理上支障があると認める者
- 第三条の次に次の三条を加える。

(開館時間及び休館日)

第四条 会館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第五条 会館の管理は、第十三条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設等の利用等の許可に関すること。
 - 二 施設等の維持管理に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、会館の運営に関すること。
- 別表中「第四条、第六条」を「第七条、第十条」に改め、別表の一の表中「施設の使用料」を「会

議室」に、「金

額」を「基

準

額」に改め、同表の備考一中「使用料」を「利用料金」に改め、同備考二中「知事」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、別表の二の表中「の使用料」を削り、「金額」を「基 準 額」に改め、同表の備考二中「知事」を「指定管理者」に改め、同

表を別表の三の表とし、別表の一の表の次に次の一表を加える。

二 事務所及び倉庫

区 分	単 位	金 額
事務所	指定管理者が知事の承認を受けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受けて定める額
倉庫	指定管理者が知事の承認を受けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受けて定める額

別表の三の表の次に次の一表を加える。

四 その他

区 分	単 位	金 額
第七条第一項第二号又は第三号に掲げる行為	指定管理者が知事の承認を受けて定める単位	指定管理者が知事の承認を受けて定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第二条の規定による改正後の岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（以下「新条例」という。）第十条第二項並びに別表の二及び四の規定による承認は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

(経過措置)

3 第一条の規定による改正後の岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例第八条の規定による指定管理者の指定の申請がないことその他正当な理由により、施行日において同条例第九条の規定による指定管理者の指定がなされていない岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の管理については、当該指定がなされるまでの間に限り、なお従前の例による。

4 施行日前において第二条の規定による改正前の岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例第四条第一項の規定により知事が行った許可又は知事に対して行われた当該許可に係る申請のうちこの条例の施行の際現に完結していないものについては、新条例第七条第一項の規定により指定管理者が行った許可又は指定管理者に対して行われた当該許可に係る申請とみなす。



岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十号

岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

岡山県民生委員の定数に関する条例（平成二十六年岡山県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二八三人」を「二八五人」に改め、同条第五号中「一六二人」を「一六四人」に改め、同条第十一号中「一六九人」を「一六八人」に改め、同条第十二号中「一一八人」を「一一七人」に改め、同条第十三号中「七八人」を「七九人」に改め、同条第十九号中「六六人」を「六七人」に改め、同条第二十号中「三三人」を「三四人」に改める。

附則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十一号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十五号中「二万六百元」を「二万七百元」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十二号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の七」を「第六条の二」に改める。

第二十七条第四項中「第五十九条第四号」の下に、「第六十七条第十五項」を加え、「の学部で」

令和元年7月5日 岡山県公報 号外

を「(短期大学を除く。)」において」に改め、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。)」を削る。

第三十六条第三項及び第五十七条第四項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)」において」に改める。

第五十九条第四号中「の学部で」を「(短期大学を除く。次号において同じ。)」において」に改め、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を削り、同条第五号中「の学部で」を「において」に改め、同条第九号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改める。

第六十七条第十五項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)」において」に改める。

第九十一条第三項及び第九十九条第四項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。)」において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に改める。

第一百一条第四号中「学校教育法の規定による大学の学部で」を「学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)」において」に、「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」又は同法の規定による大学の学部で」を「又は同法の規定による大学において」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十三号

岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県産業労働関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号イ中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十四号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第四十七号中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同項第四十九号中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改め、同項第五十三号中「八千円」を「八千五百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県条例第五十五号

建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築物等の制限に関する条例の一部改正）

第一条 建築物等の制限に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（仮設興行場等及び興行場等に対する適用除外）

第十三条 第四条及び第六条の規定は、次の各号に掲げる建築物については、適用しない。

一 法第八十五条第五項に規定する仮設興行場等及び同条第六項の一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等

二 法第八十七条の三第五項に規定する建築物の用途を変更して興行場等として使用することを許可された建築物及び同条第六項に規定する建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することを許可された建築物

（岡山県土木関係手数料徴収条例の一部改正）

第二条 岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第十五号の次に次の二号を加える。

十五の二 建築基準法第四十八条第十六項第一号の規定による特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る特例許可の申請に対する審査 十一万七千五百五十円

十五の三 建築基準法第四十八条第十六項第二号の規定による日常生活に必要な建築物で、住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられているものの建築に係る特例許可の申請に対する審査 十五万五千六百十円

第二条第一項第十七号の二中「の規定」を「又は第五項の規定」に改め、同項第十八号中「第十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同項第四十二号の二及び第四十二号

の三中「分けて」の下に「増築等を含む」を加え、同号の次に次の四号を加える。

四十二の四 建築基準法第八十七条の二第一項の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査 二万七千二百六十円

四十二の五 建築基準法第八十七条の二第二項において準用する同法第八十六条の八第三項の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査 二万七千二百六十円

四十二の六 建築基準法第八十七条の三第五項の規定による建築物の用途を変更して興行場等として使用することについての許可の申請に対する審査 十二万二千七百七十円

四十二の七 建築基準法第八十七条の三第六項の規定による建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することについての許可の申請に対する審査 十四万六千六百八十円

第二条第一項第四十三号及び第四十四号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十六号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第十五号の二中「十一万七千五百五十円」を「十一万七千八百六十円」に改め、同項第十五号の三中「十五万五千六百十円」を「十五万六千四百十円」に改め、同項第四十二号の四及び第四十二号の五中「二万七千二百六十円」を「二万七千四百三十円」に改め、同項第四十二号の六中「十二万二千七百七十円」を「十二万四千五百十円」に改め、同項第四十二号の七中「十四万六千六百八十円」を「十四万七千四百五十円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

岡山県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十七号

岡山県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

岡山県迷惑行為防止条例(昭和三十八年岡山県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、公共の場所又は公共の乗物において」を削り、同項第一号中「衣服その他の」を「公共の場所又は公共の乗物において、衣服その他の」に改め、同項第二号中「衣服等」を「公共の場所、公共の乗物、学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物において、通常衣服等」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項第三号中「ほか」の下に「、公共の場所又は公共の乗物において」を加え、同条第二項中「にいる者又は公共の乗物に乗っている」を「、公共の乗物、学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物にいる」に改め、同条第三項中「事務所、学校、病院、公衆浴場その他の多数の者が集まり、又は利用する施設のうち、」を「住居、浴場、更衣室、便所その他」に、「でいる」を「でいるような」に、「姿態」を「下着等を見、又は撮影する目的で、その姿態」に、「又は写真機等」を「若しくは写真機等」に、「若しくは撮影する目的で」を「又は」に改める。

第七条第一項中「の各号」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる行為について、客引き（ハに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。）をすること。

イ 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供

ロ 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもたして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供

ハ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもたして飲食をさせる営業に関する情報の提供

ニ 午後十時から翌日の午前六時までの間における専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供

第七条第一項第二号中「前号」を「第一号及び第三号」に、「する」を「し、又は役務に従事するように勧誘する」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二 前号イ又はロに掲げる行為（ロに掲げる行為については、当該提供に係る行為が、通常衣服で隠されている人の身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限り。）について、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客となるように誘引すること。

三 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するように勧誘すること。

イ 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

ロ 歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもたす行為

四 前号イ又はロに掲げる行為（ロに掲げる行為については、当該行為が、通常衣服で隠されている人の身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限り。）について、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して当該行為をする役務に従事するように誘引すること。

第七条第三項中「客待ちをしている」を「客引き等の相手方となるべき者を待っている」に、「当

該客待ち」を「当該客引き等の相手方となるべき者を待つこと」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項第一号に規定する客引き」を「第一項第一号から第四号までに掲げる行為」に、「含む」を「含む。以下この条において「客引き等」という」に、「客待ちをしては」を「客引き等の相手方となるべき者を待つては」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公衆の目に触れるような場所において、不特定の者に対し、次に掲げる者となるように人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して誘引してはならない。

一 第一項第一号から二号までに掲げる行為（口に掲げる行為については、当該提供に係る行為が、通常衣服で隠されている人の身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）の客又は利用者

二 第一項第三号口に掲げる行為（当該行為が、通常衣服で隠されている人の身体又は下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）をする職務に従事する者

4 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行つてしていると認められる者に対し、当該誘引を行うことをやめるべき旨を命ずることができる。

第十五条中「第七条第三項」を「第七条第六項」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条第一項中「第二条、第五条、第六条、第七条第一項又は第八条から第十二条までの規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条、第五条、第六条又は第八条から第十二条までの規定に違反した者

二 第七条第一項の規定に違反した者

第十四条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条 第七条第四項の規定による警察官の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十三条の前の見出しを削り、同条第一項中「者」を「者（前条第一項の規定に該当する者を除く。）」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 第七条第二項の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項に規定する違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。第十二条の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第十三条 第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二項又は第三項の規定に違反して撮影した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 常習として前項に規定する違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。本則に次の一条を加える。

（両罰規定）

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十五条、第十六条第一項第二号若しくは第二項（同号に掲げる者に係る部分に限る。）

令和元年7月5日 岡山県公報 号外

又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十八号

岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県警察関係手数料徴収条例(平成十二年岡山県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第八号の七中「八千六百円」を「八千七百円」に改め、同項第八号の八及び第八号の九中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同項第二十五号口中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同項第二十六号の二中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同項第三十二号の五中「九千七百円」を「九千八百円」に改め、同項第四十九号中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

◎ 岡山県総務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、消防法に基づく危険物取扱者試験の実施等に係る手数料の額を同令に定める額と同一の額に改めるものである。

◎ 岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員の制度が創設されたこと等に鑑み、臨時的に雇用される職員の給与の特例に関する規定を削除する等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員の制度が創設されたことに鑑み、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県会計年度任用職員の給与及び旅費に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員の制度が創設されたことに鑑み、会計年度任用職員の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、法人の事業税の税率を引き下げる等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例について

太陽光発電施設が防災及び生活環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の安全な導入の促進について必要な事項を定めることにより、県民の安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与するものである。

◎ 大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づくばいじんに係る排出基準を定める条例の一部を改正する条例について

工業標準化法の一部改正により日本工業規格が日本産業規格とされたことに伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例の一部を改正する条例について

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館の管理運営の効率化を図るため、同会館の施設及び設備の管理を指定管理者に行わせるものとする等所要の改正を行うものである。

- ◎ 岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
市町村長の意見等に鑑み、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改めるものである。
- ◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由に係る手数料の額を適正な額に改めるものがある。
- ◎ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、児童養護施設の職員等の基準を定める等所要の改正を行ったものである。
- ◎ 岡山県産業労働関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、職業能力開発促進法施行令に基づく技能検定試験のうち実技試験の実施に係る手数料の限度額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、建築士法に基づく二級建築士又は木造建築士の免許等に係る手数料の額を同令に定める額と同一の額に改めるものである。
- ◎ 建築物等の制限に関する条例及び岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
建築基準法の一部改正に鑑み、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る特例許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等所要の改正を行ったものである。
- ◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
消費税及び地方消費税の税率の引上げに鑑み、建築基準法に基づく特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る特例許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を適正な額に改めるものである。
- ◎ 岡山県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例について
近年の社会情勢の変化等に伴い出現し、又は拡大してきた、学校等における盗撮、不当な客引き等の迷惑行為に的確に対処するため、当該行為を規制し、及び当該行為に対し罰則を設ける等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査等に係る手数料の額を同令に定める額と同一の額に改めるものである。